○厚生労働省令第百三十一号

厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）及び厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）を実施するため、厚生労働省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年九月三十日

厚生労働大臣　武見　敬三

厚生労働省組織規則の一部を改正する省令

厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（人事調査官、調査官、人事企画官及び人材確保対策官）	（人事調査官、調査官及び人事企画官）
第二条　人事課に、人事調査官、調査官、人事企画官及び人材確保対策官それぞれ一人を置く。	**第二条**　人事課に、人事調査官、調査官及び人事企画官それぞれ一人を置く。
２～４　（略）	２～４　（略）
５　人材確保対策官は、命を受けて、職員の確保に関する特定事項の企画及び立案並びに調整に当たる。	（新設）

附　則

この省令は、令和六年十月一日から施行する。

○厚生労働省令第百三十二号

雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十三条第二項の規定に基づき、雇用保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年九月三十日

厚生労働大臣　武見　敬三

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令

雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
附　則 （人材開発支援助成金に関する暫定措置） **第三十四条**　（略） ２　人への投資促進コース助成金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。 一　（略） 二　次のイからヘまでに掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額	**附　則** （人材開発支援助成金に関する暫定措置） **第三十四条**　（略） ２　人への投資促進コース助成金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。 一　（略） 二　次のイからヘまでに掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額
イ　前号イに該当する事業主　定額制訓練（当該訓練を十時間以上実施したものをいう。）（当該事業主が教育訓練施設等に委託して行う座学等に限る。）に係る入学料及び受講料の合計額の百分の四十五（その雇用する労働者に係る賃金を増額した事業主にあつては、百分の六十）（中小企業事業主にあつては、百分の六十（その雇用する労働者に係る賃金を増額した事業主にあつては、百分の七十五）の額（当該定額制訓練を受けた被保険者一人につき、当該額を当該定額制訓練の期間の月数（当該月数が十二月を超えるときは、十二月。以下このイにおいて同じ。）で除して得た額が二万円を超えるときは、二万円に当該定額制訓練の期間の月数を乗じて得た額）	イ　前号イに該当する事業主　定額制訓練（当該訓練を十時間以上実施したものをいう。）（当該事業主が教育訓練施設等に委託して行う座学等に限る。）に係る入学料及び受講料の合計額の百分の四十五（その雇用する労働者に係る賃金を増額した事業主にあつては、百分の六十）（中小企業事業主にあつては、百分の六十（その雇用する労働者に係る賃金を増額した事業主にあつては、百分の七十五）の額
ロ～ヘ　（略）	ロ～ヘ　（略）
３～６　（略）	３～６　（略）

附　則

（施行期日）

１　この省令は、令和六年十月一日から施行する。

（経過措置）

２　この省令の施行の日前にこの省令による改正前の雇用保険法施行規則附則第三十四条第二項第一号イ⑴の職業訓練実施計画を都道府県労働局長に提出した定額制訓練を実施する事業主に対する人への投資促進コース助成金の支給については、なお従前の例による。

○厚生労働省令第百三十三号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第九十六号）の一部の施行に伴い、並びに地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第十一条の二並びに第十二条第一項及び第二項の規定並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第八項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第百二十七号）附則第四条第二項において準用する場合を含む。）に基づき、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行規則及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年九月三十日

厚生労働大臣　武見　敬三

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行規則及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令

（地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行規則（平成元年厚生省令第三十四号）の一部を次の表のように改正する。